

## 「保育士養成課程等検討会」ワーキンググループ開催要綱（案）

### 1．目的

保育士養成課程等検討会（以下、「検討会」という。）において保育士養成等に係る課題について検討を行っているところであるが、山積する課題について速やかに対応していく必要がある。このため、検討会での議論に資するための各課題に関する論点整理及び対応の方向性等の検討を行うことを目的としたワーキンググループを検討会の下に設置する。

### 2．構成等

- (1) ワーキンググループ構成員は、保育士の養成課程・試験に関して知見のある学識経験者等から構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) ワーキンググループは、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。
- (5) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は座長が定める。

### 3．運営

ワーキンググループの庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。